

【アメリカ】連邦公務員による職場での政治活動に関する連邦特別顧問局の見解

連邦特別顧問局（OSC）は、連邦公務員（以下「公務員」）の政治活動を制限する 1939 年の連邦ハッチ法（Hatch Act, 5 U.S.C. §§ 7321-7326）等に基づき、公務員に禁止される行為の検査、訴追等を任務とする機関である。バイデン（Joe Biden）前政権の OSC は、2024 年 5 月 20 日付けの見解で、公務員に、現在及び同時代の政治家（例えば、大統領候補者、次期大統領及び大統領）の選挙運動用の帽子、T シャツ等（以下「物品」）の職場での着用等を通年で禁止していた。この見解によれば、公務員は職場で、Make America Great Again（MAGA. トランプ（Donald J. Trump）陣営の大統領選用スローガン。）の文字をあしらった物品の着用等を禁じられる。

現政権の OSC は、2025 年 4 月 25 日付けの見解で、前政権の OSC による見解が公務員の言論の自由（合衆国憲法第 1 修正）を著しく制限するため不適当として取り消し、今後はトランプ元政権（第 1 期目）の OSC による 2020 年 11 月 4 日付けの見解を採用するとした。当該見解によれば、連邦ハッチ法は、①大統領選挙の年の 11 月の一般選挙の日（以下「選挙日」）の翌年 1 月 6 日に、連邦議会で次期大統領の当選が宣言された時点で当該の者は候補者ではないとする。選挙日以降についても、例外的な場合を除き、大統領候補者を支持し、又は反対する活動は選挙結果に影響しないため、公務員による職場での物品の着用等は政治活動とされない。②同法上、選挙日の前後を問わず、公務員は職場で政党や党派的政治団体を支持し、又は反対する活動を禁止されている。③元大統領候補者が今後、公職に立候補を表明した場合には、職場での物品の着用等は再び禁止される。

海外立法情報課・中川 かおり

・<https://osc.gov/Documents/Public%20Files/Press%20Release/OSC%20Advisory%20Opinion%20Rescinding%20May%2020202024%20Advisory.pdf>

【アメリカ】トランスジェンダー等の者が軍務に就くことを禁止する大統領令等をめぐる動き

アメリカで、トランスジェンダー等の者に軍務を認めた最初は、オバマ（Barack Obama）元政権の国防総省による 2015 年 6 月 23 日の覚書である。その後は、共和党と民主党の政権交代に伴い、トランプ（Donald J. Trump）元大統領（第 1 期目）が 2018 年 3 月 23 日の大統領覚書（83 Fed. Reg. 13367）により、バイデン（Joe Biden）前大統領が 2021 年 1 月 25 日の大統領令第 14004 号（86 Fed. Reg. 7471）により、それぞれ直前の政権の方針を覆した。

2025 年 1 月 27 日、トランプ現大統領（第 2 期目）は就任後に、前大統領の大統領令を撤回し、①性別違和の者（出生時の性別と自認する性別の間の著しい不調和が 6 か月以上継続する者）の医学上、精神衛生上の制約は、軍隊の団結力や誠実性と矛盾するとし、②この認識に基づき、国防長官に、60 日以内に軍務のための医療基準等の更新を求める内容とする大統領令第 14183 号を発出した（90 Fed. Reg. 8757）。これを受け、同年 2 月 26 日に、国防長官の覚書が公表された。同大統領令に対しては、適正な手続に基づく平等保護（合衆国憲法第 5 修正）に違反する等とする訴訟が複数提起された。同年 3 月に 2 つの連邦地裁で、当該大統領令の差止命令が出され、本案審理の結果が出るまで、トランスジェンダー等の軍人は軍務を維持することとされた。現政権は、このうちの 1 つの事件につき控訴、上告し、同年 5 月 6 日、連邦最高裁は当該差止命令を停止した。これにより、本案審理の結果が出るまで、トランスジェンダー等の軍人は退役させられることとされた。これを受け、国防長官は、同年 5 月 16 日、トランスジェンダー等の軍人が自ら退役を決める期限を同年 6 月 6 日（州兵、予備役兵は同年 7 月 7 日）とし、それ以降は退役を強制とした。

海外立法情報課・中川 かおり

・<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-02-03/pdf/2025-02178.pdf>

【アメリカ】議会審査法に基づく前政権による連邦主要規則の見直しをめぐる動向

1996年議会審査法（Congressional Review Act, 5 USC §§ 801-808.）は、連邦省庁が施行した連邦主要規則（経済に年間1億ドル（1ドルは144円）以上の影響を及ぼすもの等。以下「規則」。）を連邦議会が遡及して施行されなかつたこととする手続を定めている。当該手続は、a) 規則及びその報告書を、会計検査院等を通じて議会の所管の委員会に省庁が提出、b) 当該規則に対する不同意の合同決議案を各院が過半数で可決、c) 大統領が署名という手順で行われる。同法に基づく決議案は、前政権による規則を対象として、第119議会期（2025-26年）に既に40本提出されている。2025年3月14日、トランプ（Donald J. Trump）大統領は、当該決議案の最初の2本に署名した（P.L.119-2, 119-3.）。そのうちの1本は、海洋エネルギー管理局（BOEM）が、外縁大陸棚（海岸線からおおむね3～200海里（1海里は約1.8キロ）の連邦管轄の海域）で石油・ガスの賃借料を支払い、建設、掘削等を行う全事業者に対し、海底の生態系を乱す可能性のある建設等の活動を計画する未調査の海域について、考古学報告書の提出を義務付ける規則（89 Fed. Reg. 71160 (September 3, 2024). 2024年10月3日施行。）を対象とする。当該規則が施行される以前は、考古学資料の存在をBOEMが確信する海域についてのみ、当該報告書の提出が義務付けられていた。もう1本は、環境保護局（EPA）が、石油・ガス事業者に対し、温室効果ガス係数（温暖化を進める能力を測る係数）がCO₂の28倍であるメタンの一定の排出に課徴金を新設する法規定（P.L. 117-169, § 60113.）を実施する規則（89 Fed. Reg. 91094 (November 18, 2024). 2025年1月17日施行。）を対象とする。

海外立法情報課・中川 かおり

- <https://www.congress.gov/119/plaws/publ2/PLAW-119publ2.pdf>
- <https://www.congress.gov/119/plaws/publ3/PLAW-119publ3.pdf>

【カナダ】生鮮果物及び野菜の農業者に対する資金保護法の制定

2024年12月12日、カナダ議会において、「生鮮果物及び野菜の農業者に対する資金保護法」が制定された（同日施行）（S.C. 2024, c.31）。同法には、日持ちしない生鮮果物や野菜（以下「青果物」）を生産者（以下「供給者」）から卸した者等（以下「卸業者」）が破産等で支払不能に陥った際に、未払分を差し押さえて再販売することが難しい供給者を保護する目的がある。従来も一定の保護措置はあったが不十分であり、特に、米国への輸出時、米国の生鮮農作物法（P.L. 71-325）に基づく紛争処理の枠組みにおいては、2014年に相互優遇措置が廃止されて以降、カナダを含む外国の供給者は支払請求額の2倍の保証金を要求されるという背景事情もあった。

同法は全3か条から成る。主な改正内容は次のとおり。破産及び倒産法（R.S.C., 1985, c.B-3）に第81.7条が追加され、供給者が青果物を卸業者に販売し、代金が全額支払われていない場合、当該青果物及び売上金は、卸業者が供給者のために「信託」したものとみなされる（支払期限が30日以内で、卸業者が破産の場合等に供給者が受益者としての権利行使する意思を請求書に記載するなど卸業者に通知したとき等）（第2条）。これにより、供給者は、卸業者の所持金、在庫、売掛金から、他の全債権者より優先的に売掛債権を回収可能となった。対象青果物には、卸業者が青果物の性質を変えない程度に再包装又は変形させたものも含む。新法に基づく権利に関して紛争が生じた場合、裁判所の介入を求める事もできる。同様の内容が会社債権者整理法（R.S.C., 1985, c.C-36）にも第8.1条として追加された（第3条）。生鮮食品業界以外からは反発され、卸業者への融資に対する悪影響も懸念されたが、米国との国際通商上の調整を進める土台は整った。

海外立法情報調査室・河合 美穂

- https://www.laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2024_31/page-1.html

【カナダ】処方薬の国民皆保険制度の一歩となるファーマケア法の制定

カナダでは、院外の処方薬に国民皆保険制度が適用されず、州等や民間の保険における格差が指摘されてきた。2018 年の下院保健常任委員会報告を始め、(連邦等が責任を持つ) 単一支払制による処方薬の国民皆保険の提案が相次いだ。医療は州の専権事項であるが、その固有のニーズを考慮しつつ、その運営する保険に連邦資金を移転するため、連邦と州等とが協調して推進する形を取り、州等と協定を順次締結するとした。2024 年 2 月 29 日、カナダ議会に法律案が提出され、同年 10 月 10 日にファーマケア法が制定された（同日施行）（S.C. 2024, c.24）。

全 11 か条から成る。主な内容は次のとおり。前文で、処方薬や関連品へのアクセスが健康と福利にとって極めて重要であり、経済的障壁が健康の悪化や医療コストの増大につながるとの連邦政府の認識が示された。「ファーマケア」とは、処方薬及び関連品に保険を適用する制度であり、「医薬品」とは、連邦政府と州等との協定により全額又は一部が資金提供される処方薬又は関連品である（第 2 条）。医薬品の基準となる必須処方薬及び関連品のリストは、カナダ薬事庁により作成される（第 8 条）。希少疾患治療薬を始めとする医薬品へのアクセスと価格設定の改善のため、連邦政府は、州、準州、先住民へ長期的に資金提供することを確約する（第 5 条）。連邦保健大臣は、協定を締結した州又は準州に対し、（経口避妊薬、避妊注射、緊急避妊薬等の）避妊薬又は糖尿病治療を目的とする特定の処方薬及び関連品について、既存の州等の公的保険の適用範囲を拡大していく、国民皆保険を提供する費用を負担する（第 6 条第 1 項）。

2025 年 6 月時点で、10 州・3 準州のうち 2 州が協定を締結したが、連邦政府と対立する州もあり、文字どおり「皆保険」となるかは未知数である。

海外立法情報調査室・河合 美穂

・https://www.laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2024_24/

【EU】持続可能性政策の実施延期に関する指令の制定

2025 年 4 月、「加盟国による所定の企業持続可能性報告及びデューデリジェンスの要件の適用開始日に係る指令 (EU) 2022/2464 及び指令 (EU) 2024/1760 の改正に関する 2025 年 4 月 14 日欧州議会及び理事会指令 (EU) 2025/794 (EEA 関連文書)」（以下「2025 年指令」）が制定された。同指令は、全 5 か条から成り、2025 年 4 月 17 日から施行された（第 4 条）。

2025 年指令は、指令 (EU) 2022/2464 及び指令 (EU) 2024/1760 を改正するものである。前者は、対象となる企業に対し、持続可能性に関する課題が自らの業績、地位及び発展に与える影響並びに自らが環境及び人々に与える影響について報告することを義務付けている。後者は、大企業を対象とした持続可能性デューデリジェンス（事業における人権及び環境への悪影響を特定し、対処すること）の枠組みを定める。

2025 年指令は、指令 (EU) 2022/2464 について、企業による持続可能性報告に係る要件の適用を 2 年間延期する（第 1 条）。これは、既存の持続可能性報告義務を簡素化し、企業の負担を軽減することを目的とした欧州委員会の取組が継続していること等を考慮し、企業が不要なコストを負担することを回避するためのものとされる（前文(3)、(4)）。ただし、従業員数 500 名超の公益事業体は、延期の対象とはならない。また、指令 (EU) 2024/1760 について、その国内法化期限を 1 年間延期している（第 2 条）。これは、企業が同指令の要件に備えるための時間を増やし、デューデリジェンス義務を実際的に履行する方法に関する欧州委員会によるガイドラインを考慮する機会を与えるためとされる（前文(5)）。

海外立法情報課・芦田 淳

・<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2025/794/oj>

・<https://www.lewissilkin.com/insights/2025/04/25/eu-sustainability-rules-officially-delayed-102k9bt>

【イギリス】銀行の破綻処理制度を改正する法律の制定

英国では、2009年銀行業務法(c.1)により経営不振に陥った銀行に対する破綻処理制度が定められた(本誌No.237-2, 2008.11, pp.10-11参照)。2023年3月、小規模銀行であるシリコンバレー・バンクUKに破綻処理制度が適用され、破綻処理の方法として破産ではなく売却等が選択されて銀行事業継続等のための増資が必要となった場合、十分な資金を保有していない小規模銀行の処理には公的資金の投入が必要となる可能性があることが明らかとなった。

2025年5月15日、破綻処理当局であるイングランド銀行が破綻処理に伴う一定の費用について銀行事業者が負担する資金を利用できる新たな仕組みを導入することを目的として、2025年銀行破綻処理(増資)法(c.15)が制定された。本法は全8か条から成り、英国内の全地域に適用される。施行期日は、財務省の定める規則に委ねられている。主な内容は次のとおりである。イングランド銀行は、破綻処理制度において、経営不振に陥った銀行を民間の買手へ売却する場合又は売却までの間、つなぎの役割を果たすブリッジバンクへ譲渡する場合、金融サービス補償スキーム(Financial Services Compensation Scheme. 以下「FSCS」)と協議の後、FSCSに対しイングランド銀行又はその他の者への増資のための支払を命じることができる(第1条)。FSCSは、第1条の規定に基づく増資のための支払について、銀行事業者に負担金を課す権限を行使して費用を回収することができる(第6条)。イングランド銀行は、第1条の規定に基づきFSCSに増資のための支払を要求した場合、経営不振に陥った銀行の株式譲渡契約書にイングランド銀行が株式を発行することを定める規定を含めることができる(第7条)。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/15/contents>

【ドイツ】連邦議会議員の報酬の調整に関する議決

議員法第11条第1項(2020年6月6日施行)は、連邦議会議員の月額報酬は連邦の最高裁判所の裁判官の報酬に準じ、10,083.47ユーロ(約165万3689円)(1ユーロは約164円)とすると規定している。同条第4項は、連邦統計庁長官が連邦議会議長に通知する名目賃金指数の変動に従ってこの額が毎年7月に調整されると規定し、同条第5項は、連邦議会が、その議会期(連邦議会議員の任期)の最初の会議から3か月以内に、この調整手続の適用に関する議決(Beschluss)を行わなければ、当該手続は有効とならないと規定している。

2024年7月1日時点で、連邦議会議員の月額報酬は、11,227.20ユーロ(約184万1261円)となっていた。2025年3月25日の新たな議会期の開始に伴い、同年6月5日、連邦議会で、議員法第11条第5項に規定する議決が行われた。前年に比して名目賃金指数が5.4%上昇しているため、同年7月以降の月額報酬が引き上げられる。議決において賛成票を投じた与党会派は、この調整手続は専門委員会による検討を経て導入されたこと(本誌No.284-2, 2014.5, p.14参照)、2023年の選挙法改正により議員定数が削減され(本誌No.296-1, 2023.7, pp.4-5参照)、今回の引上げ分を上回る節約が行われたことなどを根拠として、その妥当性を主張した。一方、反対票を投じた「ドイツのための選択肢」は、名目賃金指数の変動に基づく調整に関する議会期ごとの議決という現在の方法の変更を主張し、毎年の調整をその都度法律により確認するとする議員法の改正案(BT-Drs. 21/331)を提出した。改正案の提案理由では、通常の法律制定手続を経ることにより、世論等による統制が期待されると述べられている。左派党は、高額な議員報酬と貧困層の所得との格差等を理由に反対票を投じた。

海外立法情報課・山岡 規雄

・<https://dserver.bundestag.de/btd/21/003/2100320.pdf>

【ドイツ】学校におけるスマートフォンの私的使用の禁止に関する動向

ドイツでは、原則として教育は州の権限事項とされており、学校におけるスマートフォンの使用に関する規制も州の権限事項とされる。2006年から学校（初等教育（6～9歳）から中等教育（10～18歳）までの教育機関。特に断りがない限り、以下同じ。）におけるスマートフォン等のデジタル端末の私的使用を州法律で禁止していたバイエルン州（2022年に規制が緩和され、原則は禁止であるが、中等教育の学校については、学校独自の規制を許容した。）のような例外を除き、従来、学校の自主的な規制に委ねることが通例であったが、近年、法的な規制を検討する州が増加してきている。2025年6月25日、ヘッセン州議会は、学校におけるスマートフォン等の携帯デジタル端末の児童による私的使用を禁止する州法律案を可決した。同日、ザーラント州議会も、初等教育の学校におけるスマートフォン等の私的使用を禁止する州法律案を可決した。バーデン・ヴュルテンベルク州でも学校内でのスマートフォン等の私的使用を禁止する州法律の改正が予定されている。2024年11月に成立したテューリンゲン州政府の連立協定では、初等教育の学校について、授業時間（Kernschulzeit）におけるスマートフォンの使用の制限を検討することが明記された。

2025年6月、公共ラジオ放送において、プリーン（Karin Prien）連邦教育・家族・高齢者・女性・青少年大臣は、各州の代表の参加の下に、学校における14歳以下の生徒のスマートフォン使用禁止を検討する専門家委員会を設置する意向を示した。

海外立法情報課・山岡 規雄

- https://verkuendung.hessen.de/sites/verkuendung.hessen.de/files/veroeffentlichungsplattform_plugin/published/968/GVBl_2025_Nr_38_Regelungstext.pdf

【デンマーク】女性に対する兵役義務の導入

2023年6月28日、政府と国会の野党主要会派との間で、2024年から2033年までの防衛・安全保障政策の方針に関する合意文書（防衛協定）が締結された。防衛協定は、10年間の方針の大きな枠組みを示すものであり、徴兵制、EUとの関係、財源など個別の問題については、2023年秋以降、政府と野党会派の間で交渉し、個別に合意を結ぶものとされた。その際、1会派のみで合意成立に対する拒否権を行使することはできないと協定に明記された。

この交渉の過程では、女性に対する兵役義務の導入も検討された。防衛協定を締結した会派のうち、自由同盟とデンマーク民主党が総選挙前の導入に対して拒否権を行使したため、現議会の任期満了（2026年11月）前での導入が見送られた。その一方で、この2会派を除く他の野党会派と政府は、2024年4月に、2027年1月1日からの導入を目指すことで合意を結び（2会派は導入自体に反対していたが、他会派がこうした合意を結ぶことは許容した。）、政府は、そのための徴兵法等の改正法の草案の作成に着手した。2025年3月、自由同盟が反対を取り下げたことを受け、政府は、既に用意していた草案に導入時期を同年7月に前倒しする修正を加え、同年4月29日、改正法案を国会に提出した。同案は、同年6月11日、国会で可決され、同年7月1日に法律として施行された。

この改正により、18歳に達したデンマーク国民は、性別にかかわらず、軍に召喚されることとなった。召喚時の審査の結果、軍務への適性を認められた者は、志願兵のみで定員を満たすことができない場合に、抽選により徴兵される。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://www.retsinformation.dk/eli/ita/2025/715>

【ロシア】酒類のラベル貼付け作業の国内化

ロシア国内で販売される酒類には、二次元バーコード付きの小さなラベル（「連邦特別マーク」と称される。）が貼られている。このラベルは製造及び流通の合法性を証明するものであり、ロシア国内で生産されたものに加えて、輸入された酒類にも貼り付けることが義務付けられている。これまで、ラベルの貼付け作業は製造元の組織又は企業が担うこととなっており、輸入製品の場合はロシア国外で作業が実施されていた。こうした状況の中で、2025年4月21日付けの連邦法第92号「エチルアルコール、アルコール製品及びアルコール含有製品の生産及び流通の国家規制並びにアルコール製品の消費（飲酒）制限に関する連邦法の改正及びロシア連邦の立法行為の特定条項の無効認定について」は、国外でラベルが貼られた酒類の輸入を禁止し、その貼付け作業をロシア国内で実施する形へと変更することを定めた。

法改正の背景には、ロシアに対する輸出規制の拡大がある。国際情勢の変化によって、欧米を中心にロシアへの酒類の輸出を規制する国が増えつつあるが、ロシア当局は同国向けの酒類の輸出には大きな需要があると捉えている。そのため、ラベルの貼付け作業を国内化することで、外国企業がロシアへ輸出する商品であることを明示することなく商品が製造可能となり、ある種の抜け道が用意された形となる。新たな規則によって、物流ルートの再構築が進むと同時に、ロシア国内に新たな雇用を生み出すことも期待されている。なお、経過措置として、ロシア国外でラベルが貼られた酒類は、2026年2月末まで輸入が認められる。

海外立法情報課・堀田 主

- <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202504210019>
- <https://rg.ru/2025/04/21/putin-podpisal-zakon-o-markirovke-importnogo-alkogolia-v-rossii.html>

【韓国】性的グルーミングに対する処罰を強化するための法改正

2018年から2020年にかけて、韓国で「n番部屋事件」と呼ばれる大規模なデジタル性犯罪が発生した。同事件では加害者が、未成年者を含む多数の被害者に対し、オンライン上でのやり取りを通じて被害者の性的な画像を送信するよう誘導していたことが明らかとなった。

同事件を契機として、2021年3月23日、「児童・青少年の性保護に関する法律」（以下「性保護法」）が改正され、性的グルーミング（性的搾取を目的として若年者に近づき、信頼関係を構築しながら性的行為へと誘導する行為）に対する処罰規定が新設された（法律第17972号、同年9月24日施行）。

上述の法改正により、19歳以上の者が、性的搾取を目的として、情報通信網を通じて19歳未満の者（19歳になる年の1月1日を経過した者を除く。）に対し、①性的な欲望若しくは羞恥若しくは嫌悪感を誘発し得る対話を持続的若しくは反復的に行い、若しくは当該対話に持続的若しくは反復的に参加させる行為又は②性交、性交類似行為等をするよう誘引若しくは勧誘する行為をした場合は、3年以下の懲役又は3千万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の罰金が科されることとなった（第15条の2第1項）。16歳未満の者に対して上述の①又は②の行為をした場合は、性的搾取の目的の有無に関係なく同一の刑が科される（同条第2項）。

さらに2025年4月22日、性保護法が再び改正され、上述の「情報通信網を通じて」が削除された（法律第20931号、同年10月23日施行）。これにより、オンラインに加えて実際に面会して上述の①又は②の行為をすることも処罰対象となった。

海外立法情報課・藤原 夏人

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V2N1P0J2O1T7O1O6V4I8Y1S0M7H2X2
- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q2R5N0H3N0K5V1C6M2X1W0L1J6Q8C5

【韓国】治癒観光産業の育成に関する法律の制定

近年、温泉、運動、美しい景観等を通じて心身の健康を保つことを目的としたウェルネスツーリズムへの関心が世界的に高まっており、今後も市場規模の拡大が見込まれている。韓国においても、政府が2017年からウェルネスツーリズムの推進に乗り出しているほか、各地方公共団体においてウェルネスツーリズムを地域活性化につなげようとする動きが起こっている。

ウェルネスツーリズムを体系的に育成し、支援するため、2025年4月8日、「治癒観光産業の育成に関する法律」(以下「治癒観光法」)が公布された(法律第20920号、2026年4月9日施行)。治癒観光法は、全6章(本則26か条及び附則)から成る。概要は次のとおりである。

「治癒観光」(ウェルネスツーリズム)とは、治癒観光資源(温泉、食事、裸足歩き用歩道等)を活用して健康の回復及び増進を図り、生活の質の向上を追求する観光活動をいう(第2条)。文化体育観光部(部は日本の省に相当)長官(以下「長官」)は、治癒観光産業の育成の基本目標、治癒観光産業の動向及び展望、専門人材の養成等の事項等に係る基本計画を5年ごとに策定(第5条)するとともに、基本計画に基づき毎年実施計画を作成し、実施する(第6条)。

治癒観光事業をしようとする者は、大統領令で定める一定の要件を備えたときは、基礎自治体(日本の市町村に相当)の長等に「治癒観光事業者」として登録することができる(第8条)。他方、長官は、大統領令で定める基準を満たす治癒観光施設を「優秀治癒観光施設」として認証することができる(第11条)。そのほか、長官は、治癒観光産業に係る情報システムの構築及び運営(第14条)、治癒観光産業の育成及び支援のための専門支援機関の指定(第15条)、治癒観光産業地区の指定(第19条)等を行うことができる。

海外立法情報課・藤原 夏人

・https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H2I5D0J3T0E4S1K0A1P8C4N7H1A3J7

【韓国】韓流産業振興基本法の制定

「韓流」に象徴される韓国の大衆文化は世界各地に広がり、その影響力は、観光、食品、美容などの関連産業にまで及んでいる。しかし、これまで政府の政策は各行政機関ごとに個別に実施されていた。そのような中、2024年9月、韓流の持続可能な発展、国家競争力の強化等を目的とした韓流産業振興基本法案が国会に提出され、同月26日、可決された(法律第20501号。同年10月22日公布、2025年4月23日施行)。全5章25か条から成る。

主な内容として、まず「韓流」などの用語が定義された(第3条)。「韓流」は、韓国の文化が海外において普及し、又はそれにより映画、ドラマ、音楽等の文化商品等が消費される現象と定義され、「韓流産業」は、文化商品について、「韓流関連産業」は、韓流関連商品(大統領令により別途定められる)について、制作・流通させ、又は関連サービスを提供するなどの産業、とそれぞれ定義された。次に、文化体育観光部(部は日本の省に相当)長官は、関係中央行政機関の長と協議して、①韓流産業等の振興に関する中長期基本計画を5年ごとに策定すること(第6条)、②当該基本計画に基づき毎年実施計画を策定すること(第7条)、③これらの計画の実施状況等に関する年次報告書を作成し、国会に提出すること(第9条)が義務付けられ、政府の関係機関が一体となっての施策が可能となった。また、韓流等に関する実態調査を毎年実施し、その結果を公表することも同長官に義務付けられた(第8条)。そのほか、同長官は、韓流産業情報システムの構築・運用(第12条)、海外マーケティング及び広報活動の支援(第13条)、知的財産権保護のために必要な支援(第14条第2項)が可能と規定された。

関西館アジア情報課・阿部 健太郎

・https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O2T4Y0R9S0D2K0J9U1J7I2K8N3H2N4

【中国】中小企業代金支払保障条例の改正

2020 年制定の中小企業代金支払保障条例は、中小企業（企業の規模等に基づく 4 区分（大・中・小・微型）のうち大型以外の企業をいう（第 3 条）。）を保護し、政府機関、公共団体、大型企業による中小企業への支払を規制し、監督するものであった。中国では、近年の景気減速により、中小企業が支払を速やかに受けられず、企業間で支払の滞納が連鎖する等の事例が目立っている。習近平政権では、民営経済促進法（本誌 No.304-2, 2025.8, pp.4-5 参照）等の、民間企業支援のための立法を推進しており、その一環として、2025 年 3 月 17 日、中小企業代金支払保障条例の改正条例が公布、同年 6 月 1 日に施行された（国務院令第 802 号）。

同条例は、全 5 章 37 か条から成る。追加された主な内容は次のとおり。大型企業は、中小企業による製品納入から 60 日以内に支払を行い、第三者からの入金を条件としてはならず（第 9 条）、子会社にも速やかな支払を促さなければならない（第 19 条）。政府機関、公共団体、大型企業は、中小企業との取引の内容の一部に異議があった場合も、異議のない部分について速やかに支払義務を履行しなければならない（第 15 条）。県级以上の地方政府の部門は当該政府に対し、国有大型企業等はその管理部門に対し、中小企業に対する代金未払の状況を毎年報告しなければならない（第 22 条）。省級以上の政府は、取組が不十分な部門等の責任者を聴取し（第 23 条）、中小企業からの苦情申立ての受理後 10 日以内に処理担当部門に転送し、同部門は、転送完了の 30 日以内に書面で回答するものとし、最長でも 90 日を超えてはならない（第 25 条）。そのほか、国有大型企業による滞納の影響が大きい場合（第 33 条）、中小企業等に脅迫等を行った場合（第 35 条）等の罰則が追加された。

海外立法情報課・湯野 基生

・https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7015401.htm

【中国】婚姻登記条例の改正

婚姻登記条例は、2003 年に制定された国務院の行政法規であり、結婚及び離婚の手続、書類及び登記文書の管理等について定める。従来、結婚及び離婚の手続においては、公安部（部は日本の省に相当）で発行され、各家庭で保管される戸籍簿を、戸籍のある県級政府の婚姻登記所に提出する必要があった。結婚及び離婚に係る手続の利便性を高め、出生率向上を図るために、戸籍簿の提出義務等を撤廃し、併せて民法典（2020 年）、女性権利利益保障法（本誌 No.295-2, 2023.5, pp.16-17 参照）等の規定を反映させるため、2025 年 3 月 21 日、婚姻登記条例が改正され、同年 4 月 6 日公布、同年 5 月 10 日施行された（国務院令第 804 号）。

改正後の同条例は、全 6 章 28 か条から成る。県级以上の地方政府は、婚姻登記のサービス水準を高め（第 3 条）、高額結納の問題に対処し、恋愛、出産、家庭に係る正しい価値観が形成されるよう導かなければならない（第 5 条）。婚姻登記所は、予約、証書発行式等のサービスを提供することができ（第 7 条）、同機関及び職員は、誘拐された可能性のある女性を発見したときは速やかに報告し、家庭内暴力等を発見したときはこれを制止し、助けを求める方法を被害者に示さなければならない（第 6 条）。結婚又は離婚の登記を申請するとき、当事者の戸籍所在地以外の婚姻登記所でも申請可能となり（第 7 条、第 13 条）、提出する必要書類から、戸籍簿が削除された（第 8 条、第 15 条）。（香港、マカオ等を除く）内地の住民が離婚する場合は、男女双方が離婚協議書に署名しなければならない（第 13 条）。婚姻登記所は、離婚登記を行う者に対し、カウンセリング、調停等を行うことができる（第 17 条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・https://www.gov.cn/zhengce/content/202504/content_7017751.htm

【オーストラリア】「低燃費車」の定義の厳格化—EV、PHEV の普及促進—

豪州では、温室効果ガス削減を目的として、電気自動車（EV）への移行を促進するための税制優遇措置（EVへのフリンジ・ベネフィット税の非課税。本誌 No.295-1, 2023.4, p.42 参照）が取られている。EV や低燃費で温室効果ガス排出量の少ない車の普及を更に図るため、2025 年 3 月 27 日、「1999 年新税制（高級車税）法」（以下「高級車税法」）を改正する法律が制定された。同年 4 月 1 日施行。同年 7 月 1 日以降に供給・輸入される自動車に適用される。

高級車（luxury car）とは、自動車（積載量 2 トン未満かつ乗車定員 9 人未満。緊急車両等を除く。）の価格（消費税に相当する「財サービス税（GST）」を含む額。）が高級車税課税基準額を超える車であり、高級車税は、この課税基準額を超過した分に対して課される税である。税率は 33%。課税基準額は、「低燃費車（fuel efficient cars）」と「その他の車」に分けて設定され、前者は後者より高い金額となっている（2025-26 年度の場合、低燃費車：91,387 豪ドル、その他の車：80,567 豪ドル。1 豪ドルは約 93.2 円）。

今回の改正により、低燃費車の定義が変更された。改正前、低燃費車の燃料消費量の上限は、100 km当たり 7.0（約 14.3 km/ℓ）であった。しかし、ガソリン車などの内燃機関車の燃費が向上している中にあって、この定義は広範過ぎると批判が出ていた。そこで定義を厳格化し、100 km当たり 3.50（約 28.6 km/ℓ）へと半減させた（高級車税法第 25-1 条第 4 項）。

高級車税法を所管する財務省は、この措置により、低燃費車の高級車税課税基準額適用の優遇措置を受けられるのは、EV 又は部分的 EV（partially electric vehicles. プラグインハイブリッド車（PHEV）等）のみになると説明している。

海外立法情報調査室・内海 和美

・<https://www.legislation.gov.au/C2025A00029/asmade/text>

【ニュージーランド】1953 年野生生物法の改正

1953 年野生生物法（以下「野生生物法」）は、狩猟対象生物や保護対象外生物（牛、馬、鶏ほか）等を除く全ての野生生物が NZ 全土で完全に保護されると規定しており（第 3 条）、許可なく野生生物を合法的に捕獲又は殺害（以下「捕獲等」）をすることはできない。

捕獲等の許可については、第 53 条において、自然保護局長（Director-General of Conservation. 以下「局長」）が野生生物捕獲等の許可権限を有することが規定されている。新規の道路建設に対し第 53 条に基づき局長から NZ 運輸局に与えられた野生生物殺害の許可について、自然保護団体である Environmental Law Initiative から異議申立てがなされ、2025 年 3 月 5 日、高等裁判所判決（[2025] NZHC 391）が出された。同判決では、従来適用範囲が不明確とされていた第 53 条に基づく許可について、道路建設に伴う個々の野生生物殺害行為と、野生生物法の主目的である野生生物保護との間に直接的な関連性が無ければならないこと等が示された。

2025 年 5 月 13 日、同判決の内容を反映させるため野生生物法を改正する法律が制定された（翌 14 日施行）。主な改正は、次の 3 か条の追加である。①局長は、合法的活動の遂行のため偶発的に起きた野生動物の殺害を許可する権限を付与することができる。「偶発的」とは、当該殺害が、直接意図されたものではなく、当該活動の結果避けることができず、かつ、予見可能である場合をいう（第 53A 条）。②局長は、野生生物殺害許可の総体的な効果と、野生生物の個体群及び個々の野生生物の保護とが整合すると認めた場合にのみ、第 53A 条の許可を与えることができる（第 53B 条）。③局長は、合法的活動が野生生物にもたらす潜在的悪影響に対処するため必要な条件を課すことができる（第 53C 条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・<https://perma.cc/CLL2-QWUX>